

平成24年度第5回経営協議会 議事要旨

日時 平成24年12月17日(月) 14時00分～16時10分
場所 事務棟第二会議室
出席者 山本学長, 和田理事, 大矢理事, 奥田副学長,
鎌田委員, 齊藤委員, 齋田委員, 榊原委員, 舟本委員
陪席者 海老名理事, 石橋監事, 末永監事
欠席者 江口委員

議事に先立ち、山本学長から、報告事項「平成22、23年度決算剰余金(目的積立金)及び平成24年度配分留保予算の取扱いについて」を審議事項に変更すること、審議事項「新入生の「授業料(前期分)」納入時期の見直しについて」及び報告事項「OBS10周年記念事業について」を追加することについて、説明があった。

続いて、前回(平成24年10月1日)開催の平成24年度第4回経営協議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 国立大学法人小樽商科大学中期計画の変更について

山本学長から、本学の財産を売却する必要性が生じたため、本学の中期計画を変更することについて、審議願いたい旨、提案があった。

次に、奥田副学長から、国立大学法人小樽商科大学中期計画の変更の内容について、審議資料1に基づき、説明があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件については、本日開催の役員会に附議する旨、説明があった。

2. 職員退職手当規程の一部改正(案)について

山本学長から、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、本学における取扱いについては、本学の給与の支給基準については国家公務員に準拠していることを鑑み、退職手当についても準拠することとしたため、資料にあるとおり、職員退職手当規程の一部改正(案)を策定したので、審議願いたい旨、提案があった。

併せて、山本学長から、現在労使協議中であり、その結果によっては、施行日を含め軽微な変更が必要となる可能性があるが、大幅な変更があった場合には、再度経営協議会で審議願うことになるが、軽微な変更等については学長に一任願いたい旨、提案があった。

次に、総務課長から、職員退職手当規程の一部改正(案)の内容について、審議資料2に基づき、説明があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件については、本日開催の役員会に附議する旨、説明があった。

なお、本件に関連して、意見交換等が行われた。

【意見交換等の主な内容】

●給与等の改正については、個別の大学に裁量の余地があるのか。

○給与特例法に基づく給与の減額措置に関しては、附属病院がある大学によっては、医師や看護師

の減額措置を緩和した大学があったようだ。しかしながら、本来、教育研究に充てるための物件費を人件費に充てることについて、説明責任が生じることになると思われる。

3. 小樽商科大学における学生の飲酒事故の再発防止等に関する基本方針（案）について

山本学長から、本件については、本年5月に発生した飲酒死亡事故発生を踏まえ設置された第三者委員会が取りまとめた飲酒事故再発防止に関する提言を受け、本学としての再発防止等に関する基本方針（案）を策定したので、審議願いたい旨、提案があった。

次に、大矢理事（教育担当副学長）から、小樽商科大学における学生の飲酒事故の再発防止等に関する基本方針（案）の内容について、審議資料3に基づき、説明があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件については、本日開催の役員会に附議する旨、説明があった。

また、役員会の承認後には、教育担当副学長及び学生委員会が中心となって、具体策を策定することとし、具体策が決定次第、報告させていただきたい旨、発言があった。

なお、本件に関連して、意見交換等が行われた。

【意見交換等の主な内容】

●飲酒事故防止等に関する啓発活動は重要と思われるが、学生自身が深く突き詰めて考えないと、どんなに啓発しても効き目がないと思う。人間としての成長を促すように、品格教育を徹底する必要があると思う。

○学生への啓発稼働については、今年もGW前に数回実施したが、学生には届かなかったようだ。そのため、何度も繰り返して啓発が必要があると考えている。新規に開講を検討している講義については、飲酒の問題だけではなく、学生生活全般に潜むリスクについて取り扱うこととし、講義の一回目には、学長が本学の理念や歴史等について、教授したいと考えている。

●課外活動に関する学内規則等を整備するとのことであるが、学生の課外活動については、あくまでも自主的な活動であるので、規則により形式的に規制することは好ましくないと思う。

○課外活動に関しては、何も手続きが規定されていないので、最低限の手続き定めることにより、大学側が学生の活動をある程度把握しておきたいと考えている。規則により、学生を縛ることは好ましくないことであり、本学の校風である自由闊達という精神は、大切にしたいと思っている。

●学生の事故等を完全に防ごうとすることは難しいかもしれない。何らかの事故が発生した場合には、学生自らが責任を取る必要があると思う。

○学生の課外活動については、学生自身がその活動を通じて色々な経験をしながら成長していくので、大切なことだとは思いますが、場合によっては、大学側が手助けをする必要があると思う。

○学生に対しては、自己責任がとれる大人になれるように指導していきたい。一方で、大学側は、管理者としてのガバナンスを考えていく必要があると思う。

4. 平成22、23年度決算剰余金（目的積立金）及び平成24年度配分留保予算の取扱いについて

山本学長から、本学の目的積立金については、教育研究の質の向上に充てることとしており、平成23年度に事業決定した「バリアフリー対策事業」や施設整備費補助事業の実施に併せて、教育環境改善のための整備を行う自己財源として、目的積立金及び剰余金を活用することについて、審議願いたい旨、提案があった。

次に、財務課長から、平成22、23年度決算剰余金（目的積立金）及び平成24年度配分留保予算の取扱いの内容について、審議資料4に基づき、説明があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件については、本日開催の役員会に附議する旨、説明があった。

5. 新入生の「授業料（前期分）」納入時期の見直しについて

山本学長から、本件については、現在、入学手続期間中の納入としている新入生の「授業料（前期分）」の納入時期について、4月納入を原則とする見直しについて、審議願いたい旨、提案があった。

次に、財務課長から、新入生の「授業料（前期分）」納入時期の見直しについての内容について、審議資料4に基づき、説明があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件については、本日開催の役員会に附議する旨、説明があった。

なお、本件に関連して、意見交換等が行われた。

【意見交換等の主な内容】

●前受金の処理については、BSとPLの調整で済むと思われるが、授業料を4月納入にするメリットについて、伺いたい。

○新入生の前期分の授業料については、毎年3月20日頃から納入が始まるが、授業料の減免申請者については予め把握はできるものの、一部の4月納入分の見込みが困難であるため、予算編成・執行に影響が生じている。については、新入生の授業料の納入を、原則として4月に変更したいと思う。また、学生の保護者にとっては、高額な入学料と授業料を別々に納入できるようになるメリットがあると思われる。

報 告 事 項

1. 国立大学施設整備費補助事業の採択について

山本学長から、本学において、平成25年度概算要求を行っている施設整備費要求事項（ライフライン再生事業）が採択された旨、報告があった。

詳細については、報告資料1に基づき、施設課長から説明があった。

なお、本件に関連して、意見交換等が行われた。

【意見交換等の主な内容】

●重油ボイラーに比べてガスヒートポンプ方式による個別暖房設備の方が、CO₂の削減効果が高いのか、伺いたい。

○ガスヒートポンプ方式の方が、CO₂の排出を抑えることができる。なお、本学の中期計画においては、CO₂排出量の削減目標を明示している。

2. 5号館におけるアクティブラーニング教室の整備について

山本学長から、本学において、実学教育の中でアクティブラーニングの重要性を認識しており、教室の整備を進めているところであり、今年度は学長裁量経費を活用し、5号館の1階と2階の教室を整備する旨、報告があった。

詳細については、報告資料2に基づき、財務課長から説明があった。

3. 平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果について

山本学長から、文部科学省国立大学法人評価委員会から、平成23事業年度の業務の実績に関する評価結果が通知された旨、報告があった。

詳細については、報告資料3に基づき、奥田副学長から説明があった。

4. 国立大学のミッションの再定義について

山本学長から、国立大学のミッションの再定義について、報告資料4に基づき、報告があった。

【山本学長報告要旨】

- ・平成24年10月11日（木）に文部科学省が主催する「国立大学のミッションの再定義に関する説明会」が開催され、国立大学のミッションの再定義のスケジュール等が発表された。
- ・この国立大学のミッションの再定義は、「日本再生戦略」及び「大学改革実行プラン」に盛り込まれており、2013年央までに取りまとめられる「国立大学改革プラン」は、大学・学部の枠を超えた大学の連携・再編成を促す本格的な大学改革になる。
- ・各大学のミッションの再定義は、文部科学省が行うもので、各大学からデータ等の資料を得て、意見交換を行いながら、各大学の専門分野ごとに、当該専門分野に関わる教育研究組織の設置目的、全国的又は政策的な観点からの強みや、大学として全学的な観点から重視する特色、国立大学として担うべき社会的な役割を把握する。
- ・ミッションの再定義は、教員養成、医学及び工学の3分野が先行して、本年度中にとりまとめが行われ、それ以外の分野については、先行実施の分野の状況を勘案しつつ並行して準備を進め、平成25年央までにとりまとめられる。
- ・各大学においては、このプロセスで把握されるそれぞれの専門分野の強みや特色を伸ばし、その社会的な役割を一層果たしていくための戦略を議論・検討していくことが要請されている。
- ・本学においては、今後、社会における本学の存在意義を改めて見直し、商学部としての強みや特色を伸ばし、その社会的な役割を一層果たしていくための戦略を策定の上、文部科学省との意見交換を行っていくこととなる。
- ・今後、ミッションの再定義に関しては、教育研究に関する重要事項を審議する機関である教育研究評議会において審議・取りまとめを行っていくこととしている。
- ・教育研究評議会において議論を進めるにあたっては、本学構成員全体から、商学部としての強みや特色、社会における本学の存在意義及びそのエビデンスについて、幅広く意見を収集し、ワークショップ形式による教職員全体の意見交換の場も設けていくことで、学内の議論を進めていくことにしている。
- ・この経営協議会においても、文部科学省との意見交換の状況、学内における議論の内容等について、随時、報告することにした。
- ・文部科学省が本学のミッションをどのように再定義するのかについては、大学からのデータ提供及び大学と文部科学省による意見交換を通じて行われることとなっているが、本学の意向を直接反映したものとはならない可能性も否定できない。
- ・文部科学省に効果的な働きかけ・情報提供が行えるよう、この経営協議会においてもこのミッションの再定義について、意見をいただいきたい。

なお、本件に関連して、意見交換等が行われた。

【意見交換等の主な内容】

- 資料を見ると、本学は、教育を中心として、北海道地域に特化して優秀な人材を輩出しているように見受けられるが、実際には、全国に優秀な卒業生を送りこんでいるのではないかと。
- 大学が教育、研究を実施するのは本務であるが、本学の場合は、研究よりも教育の占める割合が

高いと思われる。卒業生を全国に輩出しているが、本学の特色としては、道内の企業により多くの人材を輩出していることを示している。

○ミッションの再定義については、文部科学省が行うため、本学の意向に添ったものにならない可能性はあるが、文部科学省に対して働きかけをしていくことにしたい。

●文部科学省が、個別の大学のミッションの再定義を行うことは、国立大学のカテゴリー化を前提としているように思える。

○多額な国費を投入されている国立大学の存在意義が、問われることになると思う。

●本学は教育のウェイトが高いとのことであるが、その特徴として何を示せるのか、他大学との違いを明確にできるのか、伺いたい。企業等に優秀な人材を輩出している実績や東北以北で唯一のビジネススクールの存在をもっとアピールする必要があると思う。

○色々なことを盛り込むと特色そのものがなくなってしまうので、現状の強みや弱みを認識した上で、本学の特色をアピールしていきたい。

5. OBS 10周年記念事業について

山本学長から、報告資料6に基づき、本学の大学院アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール：通称OBS）が来年度に節目の10期生を迎える年となるため、来年度にOBS 10周年記念事業の実施することとし、準備組織内では、「次の10年を見据えた戦略的な事業を実施する」ことを事業方針として、各企画内容を詰めているところである旨、報告があった。

6. 最近のトピックスについて

山本学長から、本学の最近の動向について、報告資料5に基づき、樽っこサポート事業、伊藤整文学賞の14年修了、本学名誉教授の瑞宝中綬賞、本学の就職関連の情報等について、報告があった。

7. その他

(1) 人事異動について

山本学長から、安田事務局長が、平成25年1月1日付けで福岡教育大学理事・副学長に異動することについて、報告があった。

続いて、安田事務局長から異動にあたっての挨拶があった。

(2) 次回の会議について

山本学長から、次回の経営協議会については、平成25年1月28日（月）14時から開催する予定である旨、発言があった。

以上